別紙２　資源の有効な利用の促進に関する法律第二十三条第一項に規定する計画及び同法第二十四条に規定する定期の報告に関する省令（案）の変更点

資源の有効な利用の促進に関する法律第二十三条第一項に規定する計画及び同法第二十四条に規定する定期の報告に関する省令（案）の意見募集実施時からの変更点は以下のとおりです。なお、修正箇所のページ番号はパブコメ公募案のページ番号です。

整理番号	修正箇所	修正内容	備考
1	p1 制定文	「資源の有効な利用の促進に関する法律第二十三条第一項に規定する計画及び同法第二十四条に規定する」とすべきところ「同法第二十三条第一項に規定する計画及び資源の有効な利用の促進に関する法律第二十四条に規定する」としていたため修正。	技術的修正
2	p2 附則第１項	「この省令は、令和八年四月一日から施行する。」と修正。	技術的修正